

## 令和3年度の「いわて協創グローバル人材育成プログラム」における特例措置について

2021年7月28日

いわてグローバル人材育成推進協議会

新型コロナウイルス対策により、各国・地域において入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置が取られている現状を踏まえ、令和3年度は次のとおりとします。

### 1 留学開始時期について

通常は8月からとしていますが、**12月24日以降**とします。

### 2 留学期間について

通常は留学期間の最短日数を28日以上としていますが、**14日以上**とします。

### 3 待機要請期間にかかる経費負担について

渡航先の国・地域において、入国制限措置等のため待機要請期間が課されることが考えられますので、留意して準備を進めてください。

### 4 出入国にかかる追加的費用の負担について

新型コロナウイルス感染症の影響により、出入国に際し、PCR検査等の新たな費用が必要となることがありますので、留意して準備を進めてください。

### 5 県内活動旅費負担について

海外派遣が中止となった場合においても、採用後に実際に行った県内活動（事前ガイダンス、壮行会、事前インターンシップ等）にかかる交通費については、協議会より支給します。

### 6 渡航先の危険情報レベルについて

通常は、応募申請時点で外務省の「危険レベル」及び「感染症危険レベル」がレベル1以下である国・地域へ留学する計画を申請することとしていますが、令和3年度においては、応募申請時点でのレベルは問わずに申請を受け付けます。ただし、派遣学生を決定する時点（10月下旬～11月上旬）及びそれ以降に「レベル2」以上となった場合や、所属学校等において派遣が認められない場合には、留学は認められません。

※本取り扱いについては、今後の感染状況などの動向を踏まえて変更される可能性もあります。